

# 有価証券報告書

事業年度 自 2022年9月1日  
(第51期) 至 2023年8月31日

株式会社サイゼリヤ

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

## 第51期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	11
3 【事業等のリスク】	12
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
5 【経営上の重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	17
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	18
3 【設備の新設、除却等の計画】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【自己株式の取得等の状況】	32
3 【配当政策】	33
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	34
第5 【経理の状況】	45
1 【連結財務諸表等】	46
2 【財務諸表等】	87
第6 【提出会社の株式事務の概要】	100
第7 【提出会社の参考情報】	101
1 【提出会社の親会社等の情報】	101
2 【その他の参考情報】	101
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	102

監査報告書

内部統制報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2023年11月28日

**【事業年度】** 第51期(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

**【会社名】** 株式会社サイゼリヤ

**【英訳名】** SAIZERIYA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 松谷 秀治

**【本店の所在の場所】** 埼玉県吉川市旭2番地5

**【電話番号】** 048(991)9611(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員総務本部長兼財務部長 潮田 淳史

**【最寄りの連絡場所】** 埼玉県吉川市旭2番地5

**【電話番号】** 048(991)9611(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員総務本部長兼財務部長 潮田 淳史

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2019年8月	2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年8月
売上高 (百万円)	156,527	126,842	126,513	144,275	183,244
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	9,731	△2,091	3,455	10,774	7,949
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	4,980	△3,450	1,765	5,660	5,154
包括利益 (百万円)	3,316	△3,116	3,648	11,520	5,491
純資産額 (百万円)	85,177	80,355	83,569	94,523	99,031
総資産額 (百万円)	108,970	120,068	138,045	147,930	155,121
1株当たり純資産額 (円)	1,728.67	1,640.56	1,700.52	1,920.73	2,014.23
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	101.48	△70.84	36.31	115.91	105.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	101.41	—	36.28	115.62	105.23
自己資本比率 (%)	77.6	66.4	60.1	63.5	63.5
自己資本利益率 (%)	5.9	—	2.2	6.4	5.4
株価収益率 (倍)	26.0	—	68.8	22.5	43.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	14,705	525	12,187	21,841	20,799
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△6,016	△5,917	△11,048	△2,456	△5,906
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,853	4,244	7,428	△16,466	△8,163
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	43,189	42,320	52,730	60,275	67,855
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	4,143 (13,251)	4,164 (11,102)	4,134 (11,091)	3,939 (11,204)	3,980 (13,431)

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。
2. 第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
3. 第48期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2019年8月	2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年8月
売上高 (百万円)	118,988	95,284	86,181	101,126	120,482
経常利益又は経常損失 (百万円) (△)	5,893	△3,598	△912	8,786	97
当期純利益又は当期純損失 (百万円) (△)	2,143	△4,090	△1,131	4,601	△635
資本金 (百万円)	8,612	8,612	8,612	8,612	8,612
発行済株式総数 (千株)	52,272	52,272	52,272	52,272	52,272
純資産額 (百万円)	70,333	64,537	62,972	67,006	65,387
総資産額 (百万円)	90,249	90,518	101,120	100,911	100,034
1株当たり純資産額 (円)	1,425.18	1,314.88	1,278.06	1,357.80	1,326.74
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	18 (—)	18 (—)	18 (—)	18 (—)	18 (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額 (円)	43.68	△83.98	△23.26	94.23	△13.03
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	43.66	—	—	93.99	—
自己資本比率 (%)	77.2	70.6	61.6	65.8	64.9
自己資本利益率 (%)	3.1	—	—	7.2	—
株価収益率 (倍)	60.3	—	—	27.6	—
配当性向 (%)	41.6	—	—	19.4	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	2,098 (9,340)	2,082 (7,941)	2,153 (6,915)	2,107 (7,370)	2,073 (8,320)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX)	119.0 (87.1)	90.8 (93.3)	114.4 (113.0)	120.0 (113.1)	209.4 (134.4)
最高株価 (円)	2,682	2,856	2,903	3,225	4,735
最低株価 (円)	1,696	1,608	1,775	2,238	2,453

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。
2. 第48期、第49期及び第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。それ以前については、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
4. 第48期、第49期及び第51期の自己資本利益率及び株価収益率並びに配当性向については当期純損失であるため記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

創業者である正垣泰彦は、レストランの個人店舗「レストラン サイゼリヤ」（1967年7月より）を経営していましたが、1973年5月、将来の多店舗化を視野に入れて、より一層の発展を図るために組織を法人化し、株式会社マリアーナ商会（資本金1,000千円、券面額500円）を千葉県市川市に設立いたしました。

年月	事業内容
1973年 5月	イタリアンレストラン「サイゼリヤ」の経営を開始。
1977年12月	千葉県市川市に第3号店となる「市川北口店」を開店。多店舗化に着手。
1981年 4月	千葉県船橋市にショッピングセンター第1号店となる「船橋ららぽーとららぐるめ店」を開店。
1983年 5月	千葉県市川市市川1丁目13番32号に本社を移転。
1987年 3月	創業の地、千葉県市川市本八幡に駅ビル第1号店となる「シャポー本八幡店」を開店。
1987年 4月	商号を株式会社マリアーナに変更。
1987年10月	市川北口店にて手書きオーダーからオーダーエントリーシステムに変更。
1989年 9月	千葉県柏市にロードサイド店第1号店となる「柏水戸街道店」を開店。
1991年10月	千葉県船橋市浜町2丁目1番1号に本社を移転。
1992年 6月	札幌市厚別区に50店舗目となる「新札幌駅ビル店」を開店。
1992年 9月	商号を株式会社サイゼリヤに変更。
1994年 7月	神奈川県藤沢市に100店舗目となる「江ノ島店」を開店。
1995年 5月	関西地区の拠点として神戸市東灘区に「六甲アイランド店」を開店。
1996年11月	当社の今後のモデル店舗として、臨海副都心に「台場フロンティアビル店」を開店。
1997年10月	埼玉県吉川市旭2番地5に吉川工場を新設、同時に本社を同地に移転。
1998年 4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
1998年12月	千葉県印西市に200店舗目となる「印西大森店」を開店。
1999年 7月	東京証券取引所市場第2部へ上場。
2000年 3月	千葉県船橋市に300店舗目となる「船橋芝山店」を開店。
2000年 7月	オーストラリアに製造子会社 SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. (現、連結子会社)を設立。
2000年 8月	東京証券取引所市場第1部に指定。
2001年 2月	埼玉県富士見市に400店舗目となる「鶴瀬店」を開店。
2001年 3月	神奈川県大和市に神奈川工場を建設。
2001年 5月	福島県白河市に福島精米工場を建設。
2001年10月	岐阜県岐南町に500店舗目となる「岐南店」を開店。
2002年 2月	旅行業を主とする㈱アダツアーズジャパンを設立。
2002年10月	愛知県尾西市に600店舗目となる「尾西開明店」を開店。
2003年 4月	兵庫県小野市に西日本エリアの配送拠点となる兵庫工場が完成。
2003年 6月	中国の上海市に上海薩莉亜餐飲有限公司(現、連結子会社)を設立。
2003年10月	宮城県仙台市に700店舗目となる「若林大和町店」を開店。
2004年 3月	中国の北京市に北京薩莉亜餐飲管理有限公司を設立。
2005年 8月	東京都北区に初のファストフード店となる「イトー・ラン十条店」を開店。
2005年11月	埼玉県ふじみ野市に初のファストカジュアル店となる「スパQ&TacoQビバモール埼玉大井店」を開店。
2006年 8月	大阪府大阪市北区に800店舗目となる「天神橋筋六丁目店」を開店。
2006年12月	北京薩莉亜餐飲管理有限公司を上海薩莉亜餐飲有限公司に吸収し、清算。
2007年 4月	東京都八王子市にファストカジュアル店となる「サイゼリヤEXPRESS ぐりーんうおーく多摩店」を開店。
2007年11月	中国の広州市に広州薩莉亜餐飲有限公司(現、連結子会社)を設立。
2008年 3月	台湾の台北市に台湾薩莉亜餐飲股份有限公司(現、連結子会社)を設立。
2008年 5月	中国の北京市に北京瑪利亞諾餐飲有限公司(現、北京薩莉亜餐飲管理有限公司、連結子会社)を設立。

年月	事業内容
2008年 8月	中国の香港市にMARIANO CO., LIMITED(現、HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED、連結子会社)を設立。
2008年 9月	シンガポールにSINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. (現、連結子会社)を設立。
2009年 7月	茨城県土浦市に900店舗目となる「土浦駅ビル店」を開店。
2010年 3月	福岡県久山町に九州1号店となる「トリアス店」を開店。
2011年 6月	大阪府大阪市に1000店舗目となる「フォレオ大阪ドームシティ店」を開店。
2012年 9月	日本橋兜町にマリアーノの1号店となる「マリアーノ日本橋兜町店」を開店。
2012年12月	中国の広州市に広州サイゼリヤ食品有限公司を設立。
2013年 1月	千葉県千葉市に千葉工場を建設。
2013年11月	山口県下関市に山口県1号店となる「ゆめモール下関店」を開店。
2013年12月	東京都千代田区神田に新業態「サンドイッチカウンター」を開店。
2014年 8月	東京都千代田区神田に新業態「PASTAS」を開店。
2015年 6月	上海薩莉亜餐飲有限公司(現、連結子会社)が100店舗を達成。
2015年 8月	当社グループの年間客数が2億人を突破。
2016年 7月	東京都中央区日本橋茅場町に新業態「スパゲティ・マリアーノ」を開店。
2016年10月	東京都中央区日本橋茅場町に新業態「ズッパディパスタ」を開店。
2016年11月	監査等委員会設置会社へ移行。
2017年 5月	(株)アダツアーズジャパンが当社グループから独立。
2017年12月	佐賀県佐賀市に佐賀県1号店となる「モラージュ佐賀店」を開店。
2018年 4月	埼玉県川口市に新業態「スパットミート」を開店。
2018年 7月	京都府内の全店舗及び全国のショッピングセンター型店舗で全席禁煙。
2018年 8月	神奈川県横浜市に新業態「リカリカ」を開店。
2018年 9月	東京都江東区に新業態「マリアーノ」を開店。
2018年 9月	東京都中央区に新業態「リフレスカ」を開店。
2018年10月	熊本県熊本市に熊本県1号店となる「ゆめタウンサンピアン店」を開店。
2019年 6月	国内外店舗数が1500店舗達成。
2019年12月	イタリア人デザイナーによる店舗デザインの展開。
2020年 2月	東京都台東区浅草に新業態「伊麵処」を開店。
2020年 7月	メニュー税込価格の末尾を00円又は50円に統一。
2020年 8月	全店にて手書きオーダーを開始。
2020年 9月	食事用飛沫防止ツール「しゃべれる君」を全店展開。
2020年10月	東京都中央区に新業態「ミラノ食堂Mariano」を開店。
2021年 4月	全店にてキャッシュレス決済を導入。
2021年 4月	東京都練馬区にコンビニ跡地を利用した小型店として「地下鉄赤塚店」を開店。
2021年12月	秋田県秋田市に秋田県1号店となる「イオンモール秋田店」を開店。
2022年 1月	鳥取県日吉津村に鳥取県1号店となる「イオンモール日吉津店」を開店。
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。
2022年 5月	当社技術の販売を行う株式会社CSsTを設立。
2022年 6月	岩手県盛岡市に岩手県1号店となる「イオンモール盛岡店」を開店。
2022年 8月	立地環境変化のため、既存新業態店舗を閉店。
2022年12月	島根県出雲市に島根県1号店となる「ゆめタウン出雲店」を開店。
2022年12月	香川県綾川町に香川県1号店となる「イオンモール綾川店」を開店。
2023年 5月	青森県五所川原市に青森県1号店となる「ELM店」を開店。



### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社(株式会社サイゼリヤ)及び子会社9社で構成され、外食事業を基幹事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3分野は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(日本)

当社は、「日々の価値ある食事の提案と挑戦」をメニュー提案のテーマとして、イタリアンワイン&カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,055店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

(豪州)

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. は、当社で使用する食材の製造等を行っております。

(アジア)

上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海でレストラン『サイゼリヤ』を156店舗(2023年8月末)運営しております。

広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州でレストラン『サイゼリヤ』を156店舗(2023年8月末)運営しております。

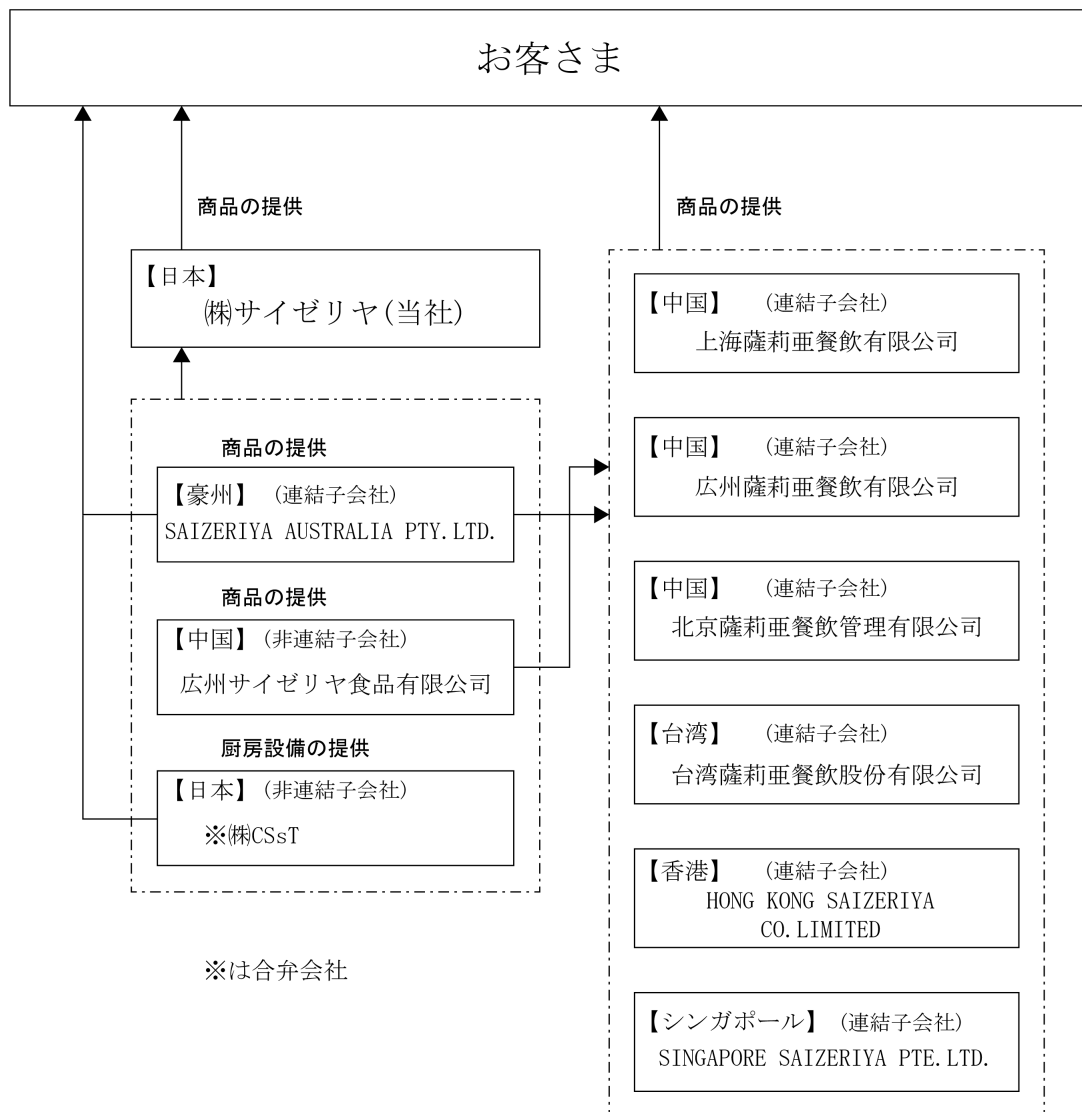
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北でレストラン『サイゼリヤ』を21店舗(2023年8月末)運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京でレストラン『サイゼリヤ』を68店舗(2023年8月末)運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITEDは、香港でレストラン『サイゼリヤ』を59店舗(2023年8月末)運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. は、シンガポールでレストラン『サイゼリヤ』を32店舗(2023年8月末)運営しております。

以上を事業系統図で示すと、次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

##### 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. (注2)	オーストラリア ヴィクトリア州	3,890 (64百万豪ドル)	豪州 (肉製品・ソ ース類等食材 の製造等)	100	当社で使用する食材の製 造。
上海薩莉亜餐飲有限公司 (注2)	中華人民共和国 上海市	1,344 (98百万円)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
広州薩莉亜餐飲有限公司 (注2)	中華人民共和国 広州市	1,042 (79百万円)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司 (注2)	台湾 台北市	914 (290百万TWD)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
北京薩莉亜餐飲管理有限公司 (注2)	中華人民共和国 北京市	891 (66百万円)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	493 (40百万HKD)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。
SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD.	シンガポール	561 (8百万SGD)	アジア (イタリアン レストランの チェーン展 開)	100	当社と同様の営業形態。 役員の兼任あり。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.、上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司及び北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、特定子会社に該当しております。

## 5 【従業員の状態】

### (1) 連結会社の状態

2023年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
日本	2,073	(8,320)
豪州	67	(23)
アジア	1,840	(5,088)
合計	3,980	(13,431)

(注) 従業員数は正社員の就業人員であり、臨時雇用者数は準社員(パートタイマー・アルバイト)の年間平均人員(1人当たり1日8時間換算)を( )内に外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状態

2023年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
2,073 (8,320)	40才6ヶ月	14年9ヶ月	6,604,384

(注) 1. 従業員数は正社員の就業人員であり、臨時雇用者数は準社員(パートタイマー・アルバイト)の年間平均人員(1人当たり1日8時間換算)を( )内に外数で記載しております。  
 2. 平均年間給与については、期末日現在で1年以上在籍している正社員を対象として計算しております。  
 なお、平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状態

当社の労働組合は、サイゼリヤユニオンと称し、上部団体のUAゼンセンに加盟しております。  
 なお、当社と労働組合の労使関係は円滑に推移し、安定しております。

### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

#### ① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
4.3	56.5	51.5	83.5	113.9

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

#### ② 連結子会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 経営者の問題認識と今後の経営方針について

当社グループを取り巻く環境は、非常に厳しく、先行き不安による個人消費の低迷は続くと思われま。外食産業におきましても、食に対する消費者心理の悪化が懸念されることから、引き続き厳しい状況で推移するものと予測しております。さらに食への安心・安全を意識した食材の提供、あるいは外食における見せ掛けの豊かさから真の豊かさを求めるお客様のニーズをどう受け止め、どう発想し、どう展開していくかが重要であると認識しております。

- ①国内レストラン事業の利益体質強化
- ②海外事業のビジネスモデル確立
- ③国内事業の第2の柱となる新事業開発
- ④人的資産への投資を継続
- ⑤食堂業の産業化の推進

以上のことにより、他社との差別化を図りながら業界における確固たる地位を築きたいと考えております。

#### (2) 対処すべき課題等

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

- ①既存店対策（設備改善、店舗組織作り）
- ②店舗の作業改善（デジタル化による省人化）
- ③メニュー全体の再構築と主力商品の改善
- ④食材の供給体制再構築（物流、生産、購買）
- ⑤カミッサリー機能による店舗作業削減
- ⑥工場のロス削減（食材ロス、エネルギーロス）
- ⑦小投資ローコストオペレーション店舗づくり
- ⑧店舗マネジメントレベル向上のためストアマネジャー育成
- ⑨店舗組織づくりと店舗運営品質の向上
- ⑩新たなフォーマット作りの継続
- ⑪SDGsを推進（食品ロス削減、プラスチックの削減やリサイクル、省エネ）
- ⑫海外事業（中長期を見据えた組織構造の設計）

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当企業グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社グループは、持続可能な社会の実現への貢献および企業価値の向上を目的の一つとして当社取締役、執行役員などで構成するリスク管理委員会を設置しております。

当機関により定期的の中長期的な課題や方針の検討、環境変化による事業リスク、機会の共有や対策を議論しております。

### (2) 戦略

当社グループでは生産、加工、配送、販売までを一貫して行い、すべての工程で品質の向上と効率化を行う事により、ロスの削減を行っております。野菜原料については産地で捨てられる野菜を削減する、計画生産による廃棄ロスの削減、工場で加工する事により店舗で使用するエネルギーロスの削減、鉄製・アルミ製の食器類や調理器具、樹脂製ガラス類を回収してリサイクルする取り組みなどを行っております。

また、人材の多様性確保および人材育成に関しては、性別や年齢、社会的身分に関係なく活躍できる場を提供する事を目的に、働き方に応じた各種多様な従業員制度を導入しております。社内環境整備についても各種休業取得の支援や、各種研修制度の整備などを推進しております。

### (3) リスク管理

当社グループは、当社リスク管理委員会主導のもと、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制を構築、整備しております。当機関において、リスク項目の見直し及び評価等を定期的実施しております。

### (4) 指標及び目標

当社グループにおける人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた実績は以下の通りです。

取り組み	指標	第51期実績
非正規雇用の正規化促進	非正規雇用労働者の正規雇用化人数	男性17人、女性38人
育休取得による職業・家庭生活の両立推進	育児休業取得率	男性56.5%、女性100%
女性労働者に対する職業機会の提供	契約形態ごと女性社員比率	グローバル正社員 37.5% 地域限定正社員 16.7% 勤務地限定正社員 69.1% パートタイマー従業員59.2%

### 3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、下記の文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末(2023年8月31日)現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループの基幹事業であるレストラン事業については、イタリアンレストランチェーン展開を全国規模で行っております。チェーン展開にあたっては、スクラップアンドビルド戦略をとるとともに、新店舗展開も行っております。

そのために当社グループには外食産業にかかわる一般的なリスクに加えて当社固有の戦略に起因するリスクなどがあります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を充分認識しており、リスク発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

#### (1) 当社グループの出店政策について

新規出店は、賃料、商圈人口、競合店の状況等を総合的に勘案しますので、条件に合わない物件が出た場合には当初の計画を達成できなくなり、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 売上高の変動について

当社グループの営業収入の大半を占める外食事業は、自然災害や天候異常の影響、景気の後退や戦争テロによる社会的混乱やオリンピック等の社会的イベント開催に伴う需要の縮小、競合店の出店や価格競争、消費者の嗜好や市場の変化、外食事業の売上計画の未達成や出店の遅れや採用計画未達等により、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 仕入価格の変動について

当社グループでは、産地の分散、複数購買等により、低価格で安定的な購入に努めておりますが、世界情勢等により食材市況が大幅に変動した場合、仕入価格の上昇、食材の不足、円安等により、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 食材供給(生産・配送)の変動について

当社グループは、海外の工場や国内工場において、食材を生産し、店舗への配送を行っていますが、自然災害、食中毒や火災等によりカミッサリーが稼働不能に陥った場合は店舗への食材供給に支障をきたす恐れがあり、その場合当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 人材の確保について

当社グループは、継続的な成長を達成するために、優秀な人材の採用と教育が重要であると考えております。

当社グループとしては、積極的な店舗展開により求職者にとって魅力的な企業となるべく努力をしておりますが、必要な人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や当社グループの予想を大幅に上回るような退職者が増える場合には、事業拡大の妨げとなり、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の人口態様の変化により適正な労働力を確保できない可能性があるほか、各種労働法令の改正等、従業員の処遇に関連した法改正が行われた場合、人件費負担が増加する可能性があるため、当社グループの連結業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 特有の取引慣行に基づく損害について

当社グループは外食事業を展開するにあたり、店舗オーナーと賃貸借契約を結び保証金の差入れを行っております。オーナーの破産等による保証金の回収不能が発生した場合、当社連結業績に悪影響を与える可能性があります。また、賃貸借契約の期限前に不採算店舗等を閉鎖することがあります。その場合、店舗の固定資産除却損に加え、差入保証金・敷金の返還請求権を放棄することによる賃貸借解約損、解約違約金等が生じることがあります。

#### (7) 特有の法規制に係るもの

当社グループの外食事業は食品衛生法により規制を受けております。当社グループが飲食店を営業するためには、食品衛生管理者を置き、厚生労働省の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、食中毒を起こした場合、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等を命じられ、当社連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害リスクについて

当社グループの営業店舗や工場所在地を含む地域で大規模な地震や洪水、台風等の自然災害が発生した場合、被災状況によっては正常な事業活動が困難となり、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

当社グループにおいて重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの連結業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 食の安全について

当社グループは、世界中の最適地から食材の輸入を行っており、また、様々な国でレストランチェーンを展開しております。それぞれの国や地域で食品の安全性が問われる重大な問題が社内外において発生した場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 為替変動について

当社グループは、オーストラリアで生産活動を行っており、また、世界各国から食材を外貨建てで輸入しております。したがって、為替変動は購入価格に影響し、その結果当社グループの業績、財政状態及び将来の業績に影響を与えます。さらに、海外子会社の外貨建て財務諸表を日本円に換算した際、資産及び負債、収入及び費用は変動することになります。

(12) 為替変動リスクをヘッジしていることによるリスクについて

全ての為替リスクをヘッジすることは不可能ですが、当社グループは、為替変動によるキャッシュ・フローや財政状況への実質影響を軽減するために、為替予約および通貨スワップ契約などのヘッジ契約を締結することを検討しております。当社グループが締結してきた、また、これからも締結するであろうヘッジ契約には、あらゆるヘッジ契約と同様に別のリスクが伴います。例えば、このようなヘッジ契約の利用は、為替変動によるリスクをある程度軽減する一方、為替がヘッジ契約で想定した範囲を超えた変動により、機会損失の可能性があります。また、このようなヘッジ契約を締結した取引相手の債務不履行が発生するリスクにさらされています。当社グループは、契約相手を既定の信用基準に該当する国際的な有力銀行や金融機関に限定することにより、取引相手の信用リスクにさらされるリスクを最小限に抑えるよう努めていますが、このような取引相手の債務不履行があれば、当社グループに悪影響を与える可能性があります。

(13) 伝染病の流行について

当社は事業を世界各地域に拡張して行っておりますが、新型インフルエンザウイルス等の伝染病が世界的に大流行し、感染者の拡大により当社従業員の欠勤者増加、食材の供給停止およびエネルギー等の確保が困難になった場合は、工場の稼働や店舗営業が、縮小または停止する可能性があります。このような人的および営業活動等に大きな被害が発生した場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症への行動制限緩和による経済活動の正常化に伴い、個人消費意欲の高まりおよびインバウンド需要の回復を見せつつあります。しかし今後の状況予測をすることは困難であり、再度「緊急事態宣言」が発出されるような状況等になる場合には、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。



#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

###### ①経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ、経済活動の緩やかな持ち直しの動きが見られましたが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や世界的な資源価格の高騰、円安による物価の上昇等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症への行動制限緩和による経済活動の正常化に伴い、個人消費意欲の高まりおよびインバウンド需要の回復を見せつつあります。しかし、慢性的な人手不足に加え資源価格の高騰と円安による食材価格やエネルギー価格の上昇の影響により、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、真のチェーンストアに向かって動き出しました。2022年10月には、問題解決のスピードを上げていくため、トップ直属のラインスタッフであるスーパーバイザーを設置いたしました。2023年4月には、吉川工場に新商品開発を目的とした設備を新設し、稼働を開始いたしました。今後、店舗作業・商品・組織の改革およびDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に着手し、収益力の底上げを行ってまいります。また、フードロスの削減、エネルギーの効率化による省エネ、プラスチックの再利用等、SDGsに取り組み、ESGを重視した経営活動を行ってまいりました。新たな立地の開発も推進しており、2022年12月には島根県1号店としてゆめタウン出雲店、四国1号店として香川県にイオンモール綾川店、2023年5月には、青森県1号店としてELM（エルム）店を出店いたしました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は、1,832億44百万円（前期比27.0%増）、営業利益は72億22百万円（前期比1,607.6%増）、経常利益は79億49百万円（前期比26.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は51億54百万円（前期比8.9%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

「日本」は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことで、客数は回復傾向にあります。しかしながら、資源価格の高騰と円安による食材価格やエネルギー価格の上昇などの影響により、売上高は1,204億82百万円（前期比19.1%増）、営業損失は14億91百万円（前期は21億1百万円の営業損失）となりました。

「豪州」は、当社で使用する食材の製造等を行っており、売上高は74億49百万円（前期比30.9%増）、営業利益は2億48百万円（前期比100.6%増）となりました。

「アジア」は、中国政府のゼロコロナ政策による度重なるロックダウンの影響はあるものの、行動規制も徐々に緩和され、消費の回復から売上高は順調に推移いたしました。また新規出店を継続的に進め店舗数が増加したことなどにより、売上高は627億40百万円（前期比45.5%増）、営業利益84億50百万円（前期比278.2%増）となりました。

###### ②キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	21,841	20,799	△1,041
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△2,456	△5,906	△3,450
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△16,466	△8,163	8,302
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	60,275	67,855	7,579

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、678億55百万円（前期比75億79百万円の増加）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、207億99百万円（前期比10億41百万円の減少）となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益69億27百万円、減価償却費125億26百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、59億6百万円（前期比34億50百万円の増加）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出53億12百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、81億63百万円（前期比83億2百万円の減少）となりました。これは、主に自己株式の取得による支出10億円、リース債務の返済による支出70億11百万円等によるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	12,719	124.3
豪州(百万円)	7,273	136.9
アジア(百万円)	—	—
合計(百万円)	19,992	128.6

(注) 金額は製造原価によっております。

b 受注実績

当社グループは見込生産を行っているため、該当事項はありません。

c 仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	31,008	119.9
豪州(百万円)	—	—
アジア(百万円)	12,326	149.2
合計(百万円)	43,334	127.0

d 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	120,482	119.1
豪州(百万円)	21	68.5
アジア(百万円)	62,740	145.5
合計(百万円)	183,244	127.0

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

下記の文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末(2023年8月31日)現在において当社グループが判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、将来事象の結果に依存するため確定できない金額について、仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意した上で会計上の見積りを行っております。実際の結果は、将来事象の結果に特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績の分析

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載しております。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しております。

④ 戦略的現状と見通し

当社グループといたしましては、世界中の人々においしくて健康的なイタリアの家庭料理を、店舗で便利に楽しく食べられるようにすることを目指しております。チェーンストアとして世界中に店舗を増やすために店舗マネジメントレベルの向上、メニュー開発などに取り組んでまいります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、店舗の新設、既存店舗の改装、工場の設備改善等に、日本が3,150百万円、アジアが8,960百万円、豪州が105百万円、総額12,216百万円の投資をいたしました。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、差入保証金及び建設協力金の支払を含みます。

#### 2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社・吉川工場 (埼玉県吉川市)	日本	統括業務・ 店舗食材 加工生産 施設	803	174	845 (8,694)	291	2,114	348
神奈川工場 (神奈川県大和 市)	日本	店舗食材 加工生産 施設	968	482	1,820 (15,084)	2	3,273	22
福島工場 (福島県白河市)	日本	炊飯加工 生産施設	527	10	691 (118,613)	2	1,231	10
兵庫工場 (兵庫県小野市)	日本	店舗食材 加工生産 施設	603	38	502 (14,996)	2	1,146	20
千葉工場 (千葉県千葉市)	日本	店舗食材 加工生産 施設	1,690	285	1,301 (20,265)	9	3,287	22
店舗 (1,055店舗)	日本	店舗設備	13,824	0	1,206 (11,344)	1,567	16,598	1,651

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定であります。  
2. 従業員数は、正社員の人数で、準社員は含まれておりません。  
3. 上記の他、主要な賃借している設備は、次のとおりであります。

事業所名	セグメント の名称	設備の内容	数量	リース期間 (年)	リース料 (百万円)
店舗	日本	店舗用土地建物	1,050店舗	1～25年	13,931/年

##### (2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	使用権 資産	土地 (面積㎡)	その他	合計	
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.	オースト ラリア工 場 (豪州 ヴ ィクトリ ア州)	豪州	生産設備	1,443	412	13	210 (1,200,000)	52	2,132	67
上海薩莉亜 餐飲有限 公司	上海	アジア	店舗設備	2,115	—	3,578	—	862	6,557	528
広州薩莉亜 餐飲有限 公司	広州	アジア	店舗設備	1,475	—	3,225	—	754	5,456	532

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。  
2. 従業員数は、正社員の人数で、準社員は含まれておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、今後3年間の景気予測、業界動向、生産計画、投資効率(ROI)等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

会社名事業所名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)サイゼリヤ	日本	2023年度店舗新設	2,564	12	自己資金	2023年9月	2024年8月	25店舗
	日本	2023年度既存店改装	2,931	—	自己資金	2023年9月	2024年8月	—
	日本	店舗食材加工生産施設	1,873	—	自己資金	2023年9月	2024年8月	—
	アジア	2023年度店舗新設及び既存店改装	5,831	297	自己資金	2023年9月	2024年8月	74店舗

(注) 店舗新設の投資予定金額には、店舗を賃借するための敷金及び保証金、並びに建設協力金を含めております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,208,000
計	73,208,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,272,342	52,272,342	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数 100株
計	52,272,342	52,272,342	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ 株式会社サイゼリヤ第7-1回新株予約権

決議年月日	2009年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	65
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 6,500
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,890
新株予約権の行使期間 ※	2017年7月15日～2025年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,890 資本組入額 1,445
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ)又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2023年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2023年10月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。



ロ 株式会社サイゼリヤ第8-1回新株予約権

決議年月日	2014年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査等委員 3
新株予約権の数（個）※	180
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,270
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月13日～2026年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,270 資本組入額 1,135
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2023年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2023年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ハ 株式会社サイゼリヤ第11-2回新株予約権

決議年月日	2019年1月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2,002
新株予約権の数（個）※	1,204 [1,111]※
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 120,400 [111,100]※
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,070
新株予約権の行使期間 ※	2021年1月25日～2024年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,070 資本組入額 1,035
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2023年8月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ニ 株式会社サイゼリヤ第12-2回新株予約権

決議年月日	2020年1月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1,949
新株予約権の数（個）※	1,901 [1,739]※
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 190,100 [173,900]※
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,776
新株予約権の行使期間 ※	2022年1月24日～2025年1月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,776 資本組入額 1,388
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2023年8月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ホ 株式会社サイゼリヤ第13-2回新株予約権

決議年月日	2021年1月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1,936
新株予約権の数（個）※	1,989 [1,771]※
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 198,900 [177,100]※
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,172
新株予約権の行使期間 ※	2023年1月29日～2026年1月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,172 資本組入額 1,086
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2023年8月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

へ 株式会社サイゼリヤ第14-2回新株予約権

決議年月日	2022年1月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1,919
新株予約権の数（個）※	3,036
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 303,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,159
新株予約権の行使期間 ※	2024年1月28日～2027年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,159 資本組入額 1,579
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2023年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2023年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ト 株式会社サイゼリヤ第15-2回新株予約権

決議年月日	2023年1月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1,922
新株予約権の数（個）※	3,113
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 311,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,155
新株予約権の行使期間 ※	2025年1月27日～2028年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,155 資本組入額 1,577
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2023年8月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2023年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2002年10月18日 (注)	12,062	52,272	—	8,612	—	9,007

(注) 株式分割(1株を1.3株に分割)

## (5) 【所有者別状況】

2023年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	20	27	289	151	65	51,157	51,709	—
所有株式数 (単元)	—	78,722	9,313	44,348	53,996	134	335,527	522,040	68,342
所有株式数 の割合(%)	—	15.08	1.78	8.50	10.34	0.03	64.27	100.0	—

(注) 1. 自己株式2,709,252株は「個人その他」に27,092単元(2,709,200株)及び「単元未満株式の状況」に52株を含めて記載しております。

2. 上記の「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ6単元(600株)及び98株含まれております。

3. 「金融機関」には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式6,263単元が含まれております。なお、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式は、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

## (6) 【大株主の状況】

2023年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
正垣 泰彦	東京都港区	15,248	30.77
株式会社バベット	千葉県船橋市宮本2丁目9-4	4,200	8.48
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,570	7.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,891	5.83
サイゼリヤ従業員持株会	埼玉県吉川市旭2-5	1,567	3.16
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代 理人 モルガン・スタンレーMUF 証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U. K. (千代田区大手町1丁目9-7)	683	1.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	626	1.26
モルガン・スタンレーMUF 証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9-7	392	0.79
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式 会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (港区港南2丁目15-1)	391	0.79
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常 任代理人 香港上海銀行東京支 店)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS(中央区日本橋3丁目11-1)	324	0.65
計	—	29,896	60.31

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 3,570千株 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)      | 2,891千株 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)     | 626千株   |

3. 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)の所有株式は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託口として保有する当社株式であります。なお、当該株式は、連結財務諸表及び財務諸表においては自己株式として表示しております。



## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,709,200	—	—
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 49,494,800	494,948	—
単元未満株式	普通株式 68,342	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	52,272,342	—	—
総株主の議決権	—	494,948	—

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には(株証券保管振替機構名義の株式が600株、また、議決権の数には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として所有する当社株式626,300株、また議決権の数には6,263個を含めております。

## ② 【自己株式等】

2023年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社サイゼリヤ	埼玉県吉川市旭2-5	2,709,252	—	2,709,252	5.18
計	—	2,709,252	—	2,709,252	5.18

(注) 従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式626,300株は、上記自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

① 株式付与ESOP制度

a 制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

b 従業員等に取得させる予定の株式の総数

700,000株

c 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員

② 役員向け株式報酬制度

a 制度の概要

本制度においては、当社は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするために譲渡制限付株式報酬として金銭報酬を支給することができ、当該譲渡制限付株式報酬を支給された各対象取締役は、当該金銭報酬に係る金銭報酬債権（但し、単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。）を当社が新たに発行し又は処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により払込み、当該発行又は処分される当社の普通株式を引き受けるものといたします。

b 対象取締役に取得させる予定の株式の総数

年100,000株以内

c 当該役員向け株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象取締役

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第2項による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2023年1月11日)での決議状況 (取得期間2023年1月12日～2023年2月20日)	400,000(上限)	1,000(上限)
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	317,000	999
残存決議株式の総数及び価額の総額	83,000	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.8	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	20.8	0.0

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	369	1
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他(ストック・オプションの 権利行使)	314,900	618	47,300	93
その他(譲渡制限付株式報酬によ る自己株式の処分)	38,000	69	—	—
保有自己株式数	2,709,252	—	2,661,952	—

(注)1. 当期間における保有自己株式数には、2023年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度導入において設定した株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式数626,300株は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり18円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、新規店舗出店等の設備投資資金に充当するとともに、既存店の改装、設備等の補強資金に活用し、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、株主への機動的な利益還元を行なうため、「毎年2月末日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年11月28日 定時株主総会決議	892	18

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社グループは「日々の価値ある食事の提案と挑戦」という経営理念にもとづき、食を通じて社会貢献をしていく事が最重要課題と考えております。

そのために、健全性と透明性の原則を守り、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、株主をはじめ各ステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じつつ、長期的・継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### イ 企業統治の体制

当社は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置を通じて取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化が図れるものと判断しております。

###### 1) 取締役会

当社の取締役会は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役3名）で構成されております。取締役会は原則1ヶ月に1回開催され、当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定しております。

取締役会の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役会長	正垣 泰彦
代表取締役社長	松谷 秀治
取締役	長岡 伸
常勤監査等委員	中嶋 靖雄
監査等委員（社外）	松田 道春
監査等委員（社外）	荒川 隆
監査等委員（社外）	江口 真理恵

###### 2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、提出日現在、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成されております。監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室と連携しリスク管理体制の構築に努めております。さらに、監査等委員会を定期的に開催し、監査等委員である取締役間での情報・意見交換を行い経営監視機能の向上をはかっております。

監査等委員会の構成員は、常勤監査等委員を機関の長として、次のとおりであります。

常勤監査等委員	中嶋 靖雄
監査等委員（社外）	松田 道春
監査等委員（社外）	荒川 隆
監査等委員（社外）	江口 真理恵

###### 3) 経営会議

当社の経営会議は、取締役会の基本方針に基づき、各部門責任者で構成され、その業務の執行状態及び事業計画について審議いたします。

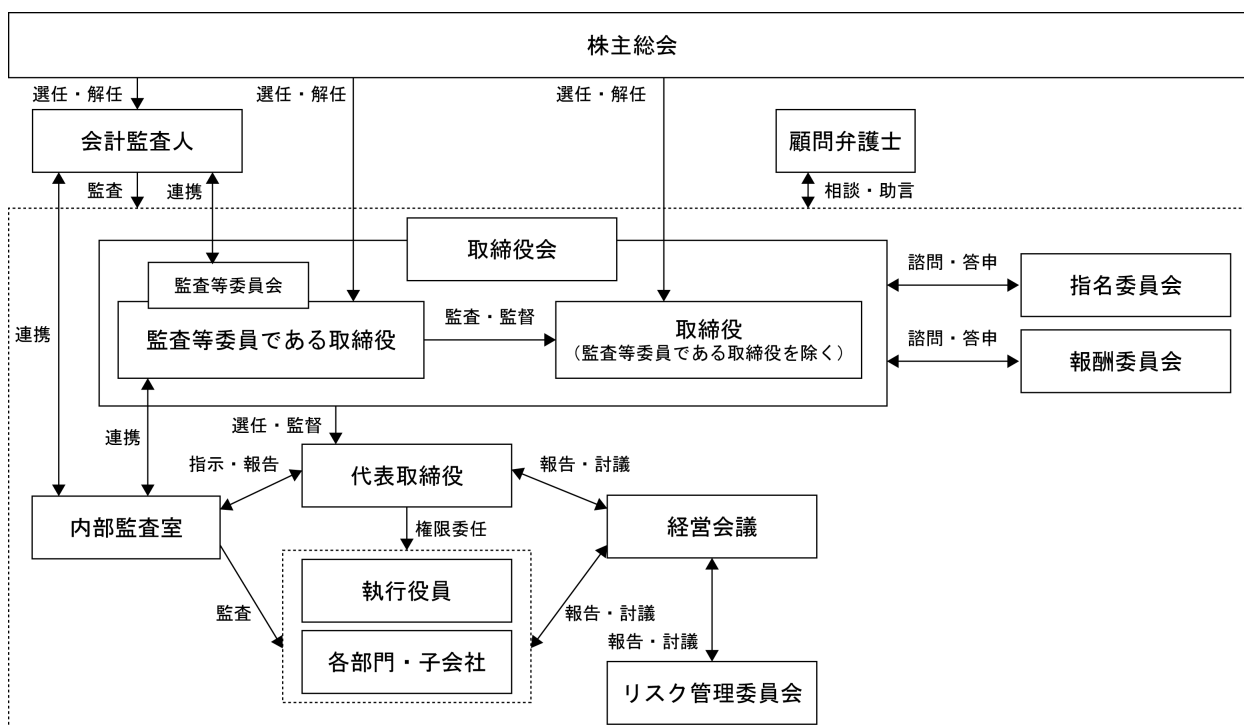
会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査等委員会による監査機能を強化するために、直接監査等委員である取締役が出席、または議事録を確認し、有効・適切な監査が行われるようにしております。

経営会議の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役会長	正垣 泰彦
代表取締役社長	松谷 秀治
取締役	長岡 伸
常勤監査等委員	中嶋 靖雄
その他執行役員等	

ロ. 会社の機関・内部統制の関係

会社の機関・内部統制の関係は、以下のとおりであります。  
(提出日現在)



当社は執行役員制度を採用しており、取締役会で決定された業務執行は代表取締役の指揮命令のもと各部門担当執行役員が責任と権限を委任され、それぞれの担当業務を遂行しております。

ハ 企業統治の体制を採用する理由

監査等委員会設置会社として、迅速な意思決定と取締役会の活性により、効率的な経営システムの実現を図っており、監査等委員である取締役による客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能の面で、十分な透明性と適法性が確保されているものと判断しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役3名と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

ロ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により補填することとしております。

ハ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念である「日々の価値ある食事の提案と挑戦」に則した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理の遵守する企業活動とする。

代表取締役は、コンプライアンス(法令遵守)の構築・整備・維持にあたる。

監査等委員である取締役及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。  
監査等委員である取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
- 3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制  
代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の関連規定等を改正し、必要な関連規定を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門毎のリスク管理規程を確立する。  
監査等委員である取締役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。  
取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。P-D-C-Aサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。
- 5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。  
関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。  
監査等委員である取締役と内部監査部門は、定期または臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。
- 6) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員である取締役が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を人選・配置する。  
監査等委員である取締役の配置下に入った使用人は、監査等委員である取締役の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- 7) 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制、その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、監査等委員である取締役が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会議議事録の入手・閲覧を可能にし、または監査等委員である取締役へ報告するものとする。議題は、(1) 当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項 (2) 毎月の経営状況として重要な事項 (3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項 (4) 重大な法令・定款違反 (5) コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容 (6) その他コンプライアンス上重要な事項 (7) その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。  
監査等委員である取締役は、(1) 定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2) 経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

## ニ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は15名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

## ホ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

## ヘ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

### 1) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

### 2) 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に施行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

## ト 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## ④ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役会長	正垣 泰彦	13回	13回
代表取締役社長	松谷 秀治	10回	10回
取締役	長岡 伸	13回	13回
社外取締役	荒川 隆	3回	3回
取締役(社外監査等委員)		10回	9回
取締役(常勤監査等委員)	中嶋 靖雄	13回	13回
取締役(社外監査等委員)	渡辺 晋	3回	3回
取締役(社外監査等委員)	松田 道春	13回	13回
取締役(社外監査等委員)	江口 真理恵	10回	10回

(注)1. 上記のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回実施しております。

2. 松谷秀治氏につきましては、2022年11月29日開催の第50期定時株主総会において新たに取締役に選任されましたので、取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

3. 江口真理恵氏につきましては、2022年11月29日開催の第50期定時株主総会において新たに監査委員である取締役に選任されましたので、監査等委員である取締役の就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

4. 渡辺晋氏は、2022年11月29日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、在任時に開催された取締役会の出席状況を記載しております。



取締役会における具体的な検討内容は、以下の通りです。

- ・株主総会に関する事項
- ・代表取締役、役付取締役に関する事項
- ・取締役の報酬に関する事項
- ・組織の変更、重要な使用人の人事に関する事項
- ・会社の決算に関する事項
- ・重要な規程に関する事項
- ・その他、取締役会で必要と認めた事項

⑤ 任意の指名委員会及び報酬委員会の活動状況

当社は、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

当事業年度における指名委員会の活動状況は次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役会長	正垣 泰彦	2回	2回
社外取締役	荒川 隆	2回	2回
取締役(社外監査等委員)	渡辺 晋	2回	2回
取締役(社外監査等委員)	松田 道春	2回	2回

指名委員会における具体的な検討事項は、取締役(監査等委員を除く)の選任、代表取締役の選任、役付取締役の選任、執行役員の選任に関する事項の検討などです。

当事業年度における報酬委員会の活動状況は次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役会長	正垣 泰彦	1回	1回
取締役(社外監査等委員)	渡辺 晋	1回	1回
取締役(社外監査等委員)	松田 道春	1回	1回

報酬委員会における具体的な検討事項は、取締役(監査等委員を除く)の個人別報酬に関する事項の検討などです。

## (2) 【役員の状況】

## ①役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	正垣 泰彦	1946年1月6日生	1968年 4月 レストラン サイゼリヤ創業 1973年 5月 (株)マリアーナ商会 (現・株式会社サイゼリヤ)を設立 代表取締役社長就任 2009年 4月 代表取締役会長就任(現任)	(注)3	15,248
代表取締役 社長	松谷 秀治	1958年3月23日生	1984年 6月 当社入社 1995年 3月 資材部長 1996年11月 取締役就任 2008年11月 店舗運営本部長 2010年11月 取締役執行役員就任 2012年 9月 マーチャンダイジング本部長 2018年12月 戦略インフラ本部長 2019年11月 執行役員就任(現任) 2020年 4月 総務本部長 2022年 9月 社長執行役員就任 2022年11月 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	42
取締役 海外事業本部長	長岡 伸	1962年8月4日生	1986年 7月 当社入社 1995年 3月 商品部長 1996年11月 取締役就任(現任) 2007年 3月 第2事業部長 2010年 5月 組織開発本部長 2018年12月 海外事業本部長(現任)	(注)3	42
取締役 (常勤監査等委員)	中嶋 靖雄	1958年7月13日生	2010年 1月 当社入社 2010年 1月 エンジニアリング部部長 2010年 9月 プロジェクト推進部部長 2013年11月 内部監査室長 2020年11月 取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	(注)4	—
取締役 (監査等委員)	松田 道春	1961年2月14日生	1998年 1月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入所 同法人パートナー就任 2006年 6月 2017年 9月 松田公認会計士事務所開設(現任) 2017年11月 マニー(株)社外取締役就任 2018年11月 取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年 6月 (株)オープンドア社外監査役就任(現任)	(注)4	—
取締役 (監査等委員)	荒川 隆	1959年5月5日生	1982年 4月 農林水産省入省 2015年 6月 同省 大臣官房長 2017年 6月 同省 農村振興局長 2019年 1月 損害保険ジャパン日本興亜(株)顧問 2021年 6月 一般財団法人食品産業センター 理事長(現任) 2021年11月 取締役就任 2022年11月 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	—
取締役 (監査等委員)	江口 真理恵 (現姓:坂口)	1985年9月28日生	2011年12月 弁護士登録 2012年 1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所 2014年 7月 祝田法律事務所入所(現任) 2021年 3月 株式会社ワイヤレスゲート 社外取締役監査等委員(現任) 2022年11月 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	—
計					15,333

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 松田道春氏、荒川隆氏及び江口真理恵氏は、社外取締役であります。  
3. 2023年11月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
4. 2022年11月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

## ② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、うち監査等委員である社外取締役は3名であります。

社外取締役松田道春氏は、公認会計士としての専門知識及び豊富な経験を有しております。

社外取締役荒川隆氏は、農林水産省の要職を歴任された豊富な経験と高い見識を有しております。

社外取締役江口真理恵氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有しております。

当社と社外取締役との間には特別な利害関係はありません。なお、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員には、松田道春氏、荒川隆氏及び江口真理恵氏を選任しております。

当社は、高い独立性および専門的な知見を持った社外取締役を選任している状況にあるため、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

## ③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席するとともに、内部監査部門及び会計監査人と相互に連携して効率的な監査を実施するよう努めており、客観的な立場による監視機能強化の役割を担っております。

また、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めておりませんが、その選任にあたっては、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

## (3) 【監査の状況】

### ① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と情報連絡や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性を高めております。

監査等委員である取締役は、取締役会に必ず出席します。その他の事業部門で店舗出店等に関して、重要と思われる会合に出席しています。内部監査部門及び会計監査人も連絡を取り合っております。

なお、社外監査等委員の松田道春氏は、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
中嶋 靖雄	12回	12回
渡辺 晋	3回	3回
松田 道春	12回	12回
荒川 隆	9回	9回
江口 真理恵	9回	9回

(注)1. 荒川隆氏及び江口真理恵氏につきましては、2022年11月29日開催の第50期定時株主総会において新たに監査等委員である取締役に選任されましたので、監査等委員である取締役の就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

2. 渡辺晋氏は、2022年11月29日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、在任時に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

監査等委員会は、監査等委員会の定める監査基準に従い、監査を実施しております。

各監査等委員は、取締役会へ出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取、重要な決裁書類等を閲覧、また業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っております。

なお、常勤監査等委員は上記の他に、社内の主要な会議への出席、取締役等からの業務報告、決裁書類や重要な契約書の閲覧等を通して得た情報については監査等委員会において共有しております。

### ② 内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直属の内部監査室を設け専任者3名を配置し、国内全部門並びに子会社を対象に監査計画に基づき監査を実施し、業務執行の適正性を確保するとともに、業務改善に向けた具体的な助言や勧告を行い、

監査状況は全て社長に報告されています。

監査等委員、監査法人、内部監査室は必要な情報や意見交換を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の執行性確保に努めております。

③ 会計監査の状況

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、同監査法人からは、独立監査人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。

a 業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 孫 延生氏  
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一氏

b 継続監査期間

14年間

c 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	9名
その他	24名

d 監査法人の選定方針と理由

当社が有限責任監査法人トーマツを選定するにあたっては、監査法人の概要（品質管理体制、会社法上の欠格事由への該当の有無、独立性等を含む）、監査の実施体制（監査計画、監査チームの編成等）、監査報酬見積額等を総合的に判断して、選解任や不再任の可否等について判断しております。

e 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理、監査チームの独立性や専門性等、監査報酬等、監査等委員等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスクについて評価し、すべてにおいて適切または問題ないと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	59	—	73	—
連結子会社	—	—	—	—
計	59	—	73	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイトトウシュートーマツリミテッド)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	70	—	1
連結子会社	66	7	75	13
計	66	78	75	14

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における当社の非監査業務の内容は、主に事業戦略のアドバイザー業務であり、連結子会社における非監査業務の内容は税務申告業務等であります。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、2021年10月13日開催の取締役会において、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬について同委員会に諮問をすることを決議致しました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬等の内容等について当該決定方針と整合するものとして報酬委員会の答申を尊重し決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

##### イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、業務執行取締役以外の非業務執行取締役等については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

##### ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準や当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### ハ. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容又は額並びに数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に応じて算出する。目標となる業績指標（KPI）とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬型ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬等とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準や当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な種類別の報酬割合は代表取締役に一任する。

##### ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分とする。取締役会は、社外取締役を含んだ任意の報酬委員会を設置し、受任者は当該報酬委員会の答申をふまえて決定するものとすることによって、取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう監視する。

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円）、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円）、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額200百万円以内（社外取締役は除く）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち、社外取締役1名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において年額50百万円以内、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	128 (0)	106 (0)	—	21 (—)	4 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	26 (12)	26 (12)	— (—)	—	5 (4)

(注) 取締役（監査等委員を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬21百万円であります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに、監査法人等の主催するセミナーに参加しております。



# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	60,275	67,855
売掛金	1,089	1,508
テナント未収入金	※1 1,493	※1 2,017
商品及び製品	10,093	10,220
原材料及び貯蔵品	1,512	1,305
その他	4,470	4,747
流動資産合計	78,935	87,654
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 25,482	※2 25,227
機械装置及び運搬具（純額）	※2 1,527	※2 1,403
工具、器具及び備品（純額）	※2 4,086	※2 3,827
土地	6,971	6,847
リース資産（純額）	※2 57	※2 47
使用権資産（純額）	※2 13,669	※2 12,826
建設仮勘定	692	484
有形固定資産合計	52,487	50,664
無形固定資産	367	427
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 279	※3 279
敷金及び保証金	10,547	10,718
建設協力金	51	29
長期貸付金	30	30
繰延税金資産	5,069	5,182
その他	174	147
貸倒引当金	△12	△12
投資その他の資産合計	16,140	16,374
固定資産合計	68,994	67,466
資産合計	147,930	155,121

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	5,769	8,513
1年内返済予定の長期借入金	—	12,500
リース債務	5,779	6,366
未払法人税等	2,160	1,472
賞与引当金	930	1,541
株主優待引当金	218	207
資産除去債務	286	243
その他	7,696	8,635
流動負債合計	22,840	39,480
固定負債		
長期借入金	12,500	—
株式給付引当金	1,114	1,251
リース債務	9,240	7,649
繰延税金負債	33	4
資産除去債務	7,560	7,601
その他	116	102
固定負債合計	30,566	16,609
負債合計	53,407	56,090
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	8,612	8,612
資本剰余金	10,872	11,201
利益剰余金	73,114	77,377
自己株式	△7,143	△7,388
株主資本合計	85,455	89,802
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	8,430	8,767
その他の包括利益累計額合計	8,430	8,767
新株予約権	637	461
純資産合計	94,523	99,031
負債純資産合計	147,930	155,121

## ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
売上高	※1 144,275	※1 183,244
売上原価	53,223	72,747
売上総利益	91,051	110,497
販売費及び一般管理費	※2 90,628	※2 103,274
営業利益	422	7,222
営業外収益		
受取利息	259	621
為替差益	698	66
保険金収入	1	2
補助金収入	9,863	164
雇用調整助成金	2	9
増値税等差額	—	284
その他	194	236
営業外収益合計	11,020	1,384
営業外費用		
支払利息	418	506
自己株式取得費用	—	4
デリバティブ評価損	199	—
訴訟関連費用	—	78
その他	50	68
営業外費用合計	669	657
経常利益	10,774	7,949
特別利益		
補償金収入	32	50
新株予約権戻入益	147	175
その他	15	—
特別利益合計	195	226
特別損失		
減損損失	※3 1,923	※3 878
固定資産除却損	※4 228	※4 164
店舗閉店損失	176	195
その他	22	10
特別損失合計	2,351	1,248
税金等調整前当期純利益	8,617	6,927
法人税、住民税及び事業税	2,132	1,907
法人税等調整額	823	△133
法人税等合計	2,956	1,773
当期純利益	5,660	5,154
親会社株主に帰属する当期純利益	5,660	5,154

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
当期純利益	5,660	5,154
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	5,859	336
その他の包括利益合計	※ 5,859	※ 336
包括利益	11,520	5,491
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,520	5,491
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,612	10,801	68,343	△7,414	80,342
当期変動額					
剰余金の配当			△889		△889
親会社株主に帰属する当期純利益			5,660		5,660
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		70		272	342
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	70	4,771	271	5,112
当期末残高	8,612	10,872	73,114	△7,143	85,455

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,570	2,570	656	83,569
当期変動額				
剰余金の配当				△889
親会社株主に帰属する当期純利益				5,660
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				342
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,859	5,859	△19	5,840
当期変動額合計	5,859	5,859	△19	10,953
当期末残高	8,430	8,430	637	94,523

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,612	10,872	73,114	△7,143	85,455
当期変動額					
剰余金の配当			△891		△891
親会社株主に帰属する当期純利益			5,154		5,154
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分		328		755	1,084
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	328	4,263	△245	4,346
当期末残高	8,612	11,201	77,377	△7,388	89,802

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,430	8,430	637	94,523
当期変動額				
剰余金の配当				△891
親会社株主に帰属する当期純利益				5,154
自己株式の取得				△1,000
自己株式の処分				1,084
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	336	336	△175	160
当期変動額合計	336	336	△175	4,507
当期末残高	8,767	8,767	461	99,031

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	8,617	6,927
減価償却費	11,721	12,526
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	95	591
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	130	136
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	11	△11
受取利息及び受取配当金	△259	△621
支払利息	418	506
為替差損益 (△は益)	△711	△427
デリバティブ評価損益 (△は益)	199	—
固定資産除却損	228	164
店舗閉店損失	176	195
減損損失	1,923	878
補償金収入	△32	△50
保険金収入	△1	△2
雇用調整助成金	△2	△9
補助金収入	△9,863	△164
新株予約権戻入益	△147	△175
テナント未収入金の増減額 (△は増加)	△544	△523
売掛金の増減額 (△は増加)	△531	△416
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,325	131
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△130	414
買掛金の増減額 (△は減少)	1,383	2,718
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	2,237	662
その他	221	98
小計	12,815	23,549
利息及び配当金の受取額	222	551
利息の支払額	△418	△506
法人税等の支払額	△1,038	△3,021
法人税等の還付額	110	—
補償金の受取額	32	50
保険金の受取額	1	2
雇用調整助成金の受取額	252	9
補助金の受取額	9,863	164
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,841	20,799
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
関係会社株式の取得による支出	△20	—
定期預金の払戻による収入	2,830	—
有形固定資産の取得による支出	△4,728	△5,312
無形固定資産の取得による支出	△69	△173
敷金・保証金・建設協力金の支出	△434	△647
敷金・保証金・建設協力金の回収による収入	530	633
関係会社貸付けによる支出	△30	—
その他投資に関する収入及び支出 (△は支出)	△535	△405
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,456	△5,906

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△10,000	—
リース債務の返済による支出	△5,710	△7,011
自己株式の取得による支出	△0	△1,000
ストックオプションの行使による収入	136	741
配当金の支払額	△891	△892
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,466	△8,163
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,625	849
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,545	7,579
現金及び現金同等物の期首残高	52,730	60,275
現金及び現金同等物の期末残高	※1 60,275	※1 67,855



## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 7社

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.

上海薩莉亜餐飲有限公司

広州薩莉亜餐飲有限公司

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司

北京薩莉亜餐飲管理有限公司

HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED

SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.

#### (2) 非連結子会社の名称等

広州サイゼリヤ食品有限公司

株式会社CsST

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社

広州サイゼリヤ食品有限公司

株式会社CsST

(持分法の範囲から除いた理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.及びSINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.の決算日は、連結決算日と一致しております。

上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司及びHONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITEDの決算日は、12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、6月30日に仮決算を行い、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① デリバティブ

時価法

##### ② 棚卸資産

商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

製品及び原材料

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具2～20年、工具、器具及び備品2～20年であります。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

・IFRS16号に基づく使用权資産

国際財務報告基準を適用している子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」(以下、「IFRS第16号」)を適用しております。これにより、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められた額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなります。

(6) 収益の計上基準

当社グループは、イタリア料理を主体としたレストラン事業を営んでおります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

店舗用固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

① 前連結会計年度

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	左記のうち店舗用固定資産 (百万円)
有形固定資産	52,487	38,204
無形固定資産	367	60
投資その他の資産	63	30
合計	52,918	38,295

② 当連結会計年度

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	左記のうち店舗用固定資産 (百万円)
有形固定資産	50,664	35,133
無形固定資産	427	59
投資その他の資産	58	29
合計	51,151	35,222

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主にレストラン「サイゼリヤ」を営むために店舗用固定資産（内装設備、厨房設備等）を保有しています。当連結会計年度において、「連結損益計算書関係」の注記事項「減損損失」に記載の通り、将来キャッシュ・フローにより回収が見込めない固定資産について、減損損失878百万円を計上しています。

店舗用固定資産の減損で使用する将来キャッシュ・フローは、一定の仮定に基づいて算定しております。

- ・新型コロナウイルス感染症が収束し日常行動が正常化したことを背景として、来店客数の増加及び客単価の増加が見込まれると仮定しています。
- ・食材の調達価格、為替レートは原価が上昇する影響が一定期間継続すると仮定しますが、その後人件費、その他の経費を含めて一定水準に収れんと仮定しています。
- ・将来キャッシュ・フローの見積り期間は、主要な資産の経済的残存耐用年数を使用しています。

なお、営業環境の悪化等により上述の仮定が見込まれなくなった場合には、翌連結会計年度に追加の減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準の適用指針が連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」制度)

当社は、2017年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2017年8月4日より、パートアルバイト含む従業員に対して自社の株式を使った従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランの導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度21億9百万円、647,100株、当連結会計年度20億41百万円、626,300株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1. テナント未収入金

ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

※2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
	86,055百万円	92,516百万円

※3. 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
投資有価証券	279百万円	279百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
従業員給与・賞与	35,627百万円	42,376百万円
賞与引当金繰入額	1,265	1,409
退職給付費用	653	678
株主優待引当金繰入額	203	192
株式給付引当金繰入額	185	176
減価償却費	10,744	11,662
賃借料	16,146	16,350
水道光熱費	6,016	7,598
福利厚生費	6,904	8,484

※3. 減損損失

当社及び連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

場所	日本、中国他
用途	店舗資産（171店舗）等
種類	建物他
減損損失	1,923百万円

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とし、グルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。それらの内訳は、建物及び構築物1,526百万円、使用権資産189百万円、その他208百万円であります。

なお、当社の回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しており、零として評価しております。また、連結子会社の回収可能額は、店舗については使用価値により測定しており、割引率は9.7～10.2%を採用しております。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

場所	日本、中国他
用途	店舗資産（73店舗）等
種類	建物他
減損損失	878百万円

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とし、グルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。それらの内訳は、建物及び構築物480百万円、使用権資産204百万円、その他192百万円であります。

なお、当社の回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しており、零として評価しております。また、連結子会社の回収可能額は、店舗については使用価値により測定しており、割引率は9.7～11.1%を採用しております。

※4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
建物及び構築物	172百万円	105百万円
その他	56	59
計	228	164

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	5,859百万円	336百万円
その他の包括利益合計	5,859	336

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
発行済株式				
普通株式	52,272	—	—	52,272
合計	52,272	—	—	52,272
自己株式				
普通株式(注1,2)	3,514	7	130	3,391
合計	3,514	7	130	3,391

(注)1. 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当連結会計年度期首670千株、当連結会計年度末647千株)が含まれております。

## 2. (変動事由の概要)

普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の増加7千株は、譲渡制限付株式報酬の権利失効によるものであります。

普通株式の減少73千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

普通株式の減少34千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

普通株式の減少22千株は、株式給付信託(J-ESOP)の給付によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	637
合計		—	—	—	—	—	637

(注)上記のうち174百万円については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月25日 定時株主総会	普通株式	889	18	2021年8月31日	2021年11月26日

(注)配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月29日 定時株主総会	普通株式	891	利益剰余金	18	2022年8月31日	2022年11月30日

(注)配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
発行済株式				
普通株式	52,272	—	—	52,272
合計	52,272	—	—	52,272
自己株式				
普通株式(注1,2)	3,391	317	373	3,335
合計	3,391	317	373	3,335

(注)1. 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当連結会計年度期首647千株、当連結会計年度末626千株)が含まれております。

2. (変動事由の概要)

普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の増加317千株は、2023年1月11日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

普通株式の減少38千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

普通株式の減少314千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

普通株式の減少20千株は、株式給付信託(J-ESOP)の給付によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	461
合計		—	—	—	—	—	461

(注)上記のうち 172百万円については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月29日 定時株主総会	普通株式	891	18	2022年8月31日	2022年11月30日

(注)配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月28日 定時株主総会	普通株式	892	利益剰余金	18	2023年8月31日	2023年11月29日

(注)配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
現金及び預金勘定	60,275百万円	67,855百万円
現金及び現金同等物	60,275	67,855

2. 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
重要な資産除去債務の計上額	534百万円	345百万円

重要なリース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
使用权資産	5,895百万円	5,901百万円
リース債務	5,849	5,856

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

店舗建物であります。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、リース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(2022年8月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	1,141	958	162	20
合計	1,141	958	162	20

(単位：百万円)

	当連結会計年度(2023年8月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	342	299	35	7
合計	342	299	35	7

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	55	19
1年超	51	31
合計	106	51
リース資産減損勘定の残高	81	42

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
支払リース料	48	16
リース資産減損勘定の 取崩額	81	39
減価償却費相当額	12	10
支払利息相当額	3	1
減損損失	0	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
1年内	1,498	1,545
1年超	3,448	3,334
合計	4,946	4,879

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金で賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、出店しているショッピングセンター及び百貨店等の信用リスクに晒されております。また、事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権・債務は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

敷金及び保証金、建設協力金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき、社内稟議回覧を経て財務部が取引を行い、総務部経理課において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

② 市場リスクの管理

子会社株式以外の投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規則に基づき、適切に行われております。また、四半期ごとに経理部門において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画等を作成する方法により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年8月31日)

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません（(注)1参照）。また、現金及び預金、売掛金、テナント未収入金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 敷金及び保証金	10,547		
貸倒引当金(*1)	△12		
	10,534	10,472	△62
(2) 建設協力金	51		
貸倒引当金(*1)	△0		
	51	51	0
資産計	10,586	10,523	△62
(3) 長期借入金	12,500	12,501	1
(4) リース債務(*2)	15,020	14,985	△34
負債計	27,520	27,486	△33

(\*1) 敷金及び保証金、建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) リース債務には1年以内の期限到来部分を含めて記載しております。

当連結会計年度(2023年8月31日)

2023年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません((注)1参照)。また、現金及び預金、売掛金、テナント未収入金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 敷金及び保証金	10,718		
貸倒引当金(*1)	△11		
	10,706	10,581	△124
(2) 建設協力金	29		
貸倒引当金(*1)	△0		
	29	29	0
資産計	10,735	10,610	△124
(3) 1年内返済予定の長期借入金	12,500	12,493	△6
(4) リース債務(*2)	14,015	13,831	△183
負債計	26,515	26,325	△189

(\*1) 敷金及び保証金、建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) リース債務には1年以内の期限到来部分を含めて記載しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
非上場株式	279	279

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	60,275	—	—	—
売掛金	1,089	—	—	—
テナント未収入金	1,493	—	—	—
敷金及び保証金	6,020	3,263	1,170	92
建設協力金	26	20	4	0
合計	68,906	3,284	1,174	92

当連結会計年度(2023年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	67,855	—	—	—
売掛金	1,508	—	—	—
テナント未収入金	2,017	—	—	—
敷金及び保証金	6,186	3,498	954	79
建設協力金	11	18	—	—
合計	77,578	3,516	954	79

(注) 3. 借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済額  
前連結会計年度(2022年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	—	12,500	—	—	—	—
リース債務	5,779	4,679	2,847	1,165	448	97
合計	5,779	17,179	2,847	1,165	448	97

当連結会計年度(2023年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
1年内返済予定の長期借入金	12,500	—	—	—	—	—
リース債務	6,366	4,150	2,215	920	290	72
合計	18,866	4,150	2,215	920	290	72

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
前連結会計年度(2022年8月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	10,472	—	10,472
建設協力金	—	51	—	51
資産計	—	10,523	—	10,523
長期借入金	—	12,501	—	12,501
リース債務（1年内返済予定部分を含む）	—	14,985	—	14,985
負債計	—	27,486	—	27,486

当連結会計年度(2023年8月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	10,581	—	10,581
建設協力金	—	29	—	29
資産計	—	10,610	—	10,610
1年内返済予定の長期借入金	—	12,493	—	12,493
リース債務 (1年内返済予定部分を含む)	—	13,831	—	13,831
負債計	—	26,325	—	26,325

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金及び建設協力金

その将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及びリース債務 (1年内返済予定部分を含む)

これらは、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2022年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年8月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づく確定拠出年金制度のほか、調整年金制度として外食産業ジェフ企業年金基金に加入しております。当該企業年金基金は、複数事業主制度の総合型の企業年金であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 複数事業主制度

複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度253百万円、当連結会計年度279百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 2022年3月31日現在	当連結会計年度 2023年3月31日現在
年金資産の額	53,225 百万円	50,924 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	53,225	44,428
差引額	—	6,495

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前連結会計年度 10.81% (2022年3月31日現在)

当連結会計年度 11.27% (2023年3月31日現在)

(3) 補足説明

前連結会計年度 (2022年3月31日現在)

上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

当連結会計年度 (2023年3月31日現在)

上記(1)の差引額の主な要因は、剰余金(前連結会計年度一百万円、当連結会計年度6,495百万円)であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度436百万円、当連結会計年度437百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
売上原価	7	7
販売費及び一般管理費	162	171

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
新株予約権戻入益	147	175

### 3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

#### (1) ストック・オプションの内容

	第7-1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 10,000株
付与日	2015年7月29日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2015年7月29日 至2017年7月28日
権利行使期間	自2017年7月15日 至2025年7月14日

	第8-1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名、 当社監査等委員 3名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 39,000株
付与日	2016年7月27日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2016年7月29日 至2018年7月28日
権利行使期間	自2018年7月13日 至2026年7月12日

	第10-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2,038名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 306,500株
付与日	2018年1月25日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2018年1月26日 至2020年1月25日
権利行使期間	自2020年1月26日 至2023年1月25日

	第11-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2,002名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 307,700株
付与日	2019年1月24日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2019年1月25日 至2021年1月24日
権利行使期間	自2021年1月25日 至2024年1月24日

	第12-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1,949名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 336,000株
付与日	2020年1月23日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2020年1月24日 至2022年1月23日
権利行使期間	自2022年1月24日 至2025年1月23日

	第13-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1,936名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 334,600株
付与日	2021年1月28日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2021年1月29日 至2023年1月28日
権利行使期間	自2023年1月29日 至2026年1月28日

	第14-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1,919名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 323,000株
付与日	2022年1月27日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2022年1月28日 至2024年1月27日
権利行使期間	自2024年1月28日 至2027年1月27日

	第15-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1,922名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 320,900株
付与日	2023年1月26日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2023年1月27日 至2025年1月26日
権利行使期間	自2025年1月27日 至2028年1月26日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ① ストック・オプションの数

	第6-1回 新株予約権	第7-1回 新株予約権	第8-1回 新株予約権	第10-2回 新株予約権	第11-2回 新株予約権	第12-2回 新株予約権	第13-2回 新株予約権
権利確定前(株)							
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	313,500
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	2,700
権利確定	—	—	—	—	—	—	310,800
未確定残	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後(株)							
前連結会計年度末	6,500	10,000	28,000	258,000	200,800	306,700	310,800
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	6,500	3,500	10,000	—	76,400	110,500	108,000
失効	—	—	—	258,000	4,000	6,100	3,900
未行使残	—	6,500	18,000	—	120,400	190,100	198,900

	第14-2回 新株予約権	第15-2回 新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	313,000	—
付与	—	320,900
失効	9,400	9,600
権利確定	—	—
未確定残	303,600	311,300
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第6-1回 新株予約権	第7-1回 新株予約権	第8-1回 新株予約権	第9-2回 新株予約権	第10-2回 新株予約権	第11-2回 新株予約権	第12-2回 新株予約権
権利行使価格(円)	1,351	2,890	2,270	3,445	3,869	2,070	2,776
行使時平均株価(円)	3,155	3,633	3,850	—	—	3,647	3,862
付与日における 公正な評価単価(円)	165	820	806	545	652	473	548

	第13-2回 新株予約権	第14-2回 新株予約権	第15-2回 新株予約権
権利行使価格(円)	2,172	3,159	3,155
行使時平均株価(円)	3,902	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	543	430	761

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第15-2回新株予約権
株価変動性(注)1	34.43%
予想残存期間(注)2	3.5年
予想配当(注)3	18円/株
無リスク利子率(注)4	0.028%

(注) 1. 3.5年(2019年7月27日から2023年1月26日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2022年8月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)1	884百万円	756百万円
未払事業税	181	67
賞与引当金	176	264
株式給付引当金	338	380
資産除去債務	2,201	2,181
減損損失	1,295	1,204
その他	743	802
繰延税金資産小計	5,822	5,657
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	△218	△19
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9	△3
評価性引当額小計	△227	△23
繰延税金資産合計	5,594	5,633
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△526	△438
その他	△32	△17
繰延税金負債合計	△558	△456
繰延税金資産の純額	5,036	5,177

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年8月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	20	28	11	47	21	753	884
評価性引当額	△20	△28	△11	△47	△21	△88	△218
繰延税金資産	—	—	—	—	—	665	(b) 665

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金884百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産665百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2023年8月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)	—	—	—	—	19	736	756
評価性引当額	—	—	—	—	△19	—	△19
繰延税金資産	—	—	—	—	—	736	(d) 736

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金756百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産736百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	1.0
永久に益金に算入されない項目	△1.8	△0.7
住民税均等割	3.8	5.7
連結子会社の適用税率差異	△1.1	△6.2
評価性引当の増減	1.3	△2.2
外国税額控除	△0.7	△1.2
その他	1.4	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.3	25.6

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に、使用見込期間を取得から14年から20年と見積り、割引率は0.0%から1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
期首残高	7,568百万円	7,847百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	323	246
時の経過による調整額	30	31
資産除去債務の履行による減少額	△457	△396
為替換算差額	171	17
見積りの変更による増加額	210	98
期末残高	7,847	7,844

(4) 資産除去債務の見積りの変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して、見積りの変更を行いました。これによる増加額を、変更前の資産除去債務に、前連結会計年度においては210百万円、当連結会計年度においては98百万円加算しております。



(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社及び連結子会社は、フードサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は店舗における商品販売のみであることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（6）収益の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,491
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,582

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,582
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,525

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、外食事業を営んでおり、国内においては当社が食材の製造及び店舗運営を、海外では、豪州においては主に当社で使用する食材の製造等を、中国(上海市、広州市、北京市)、台湾、香港、シンガポールにおいては店舗運営を、現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、外食事業を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「豪州」及び「アジア」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	豪州	アジア	計	
売上高					
外部顧客への売上高	101,126	30	43,117	144,275	144,275
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	5,660	—	5,660	5,660
計	101,126	5,690	43,117	149,935	149,935
セグメント利益又は損失(△)	△2,101	123	2,234	257	257
セグメント資産	100,911	10,693	46,585	158,191	158,191
その他の項目					
減価償却費	3,655	216	7,848	11,721	11,721
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,542	50	8,382	10,975	10,975

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	豪州	アジア	計	
売上高					
外部顧客への売上高	120,482	21	62,740	183,244	183,244
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	7,428	—	7,428	7,428
計	120,482	7,449	62,740	190,672	190,672
セグメント利益又は損失(△)	△1,491	248	8,450	7,208	7,208
セグメント資産	100,034	11,049	54,652	165,736	165,736
その他の項目					
減価償却費	3,309	200	9,016	12,526	12,526
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,825	119	8,487	11,432	11,432

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	149,935	190,672
セグメント間取引消去	△5,660	△7,428
連結財務諸表の売上高	144,275	183,244

(単位：百万円)

営業利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	257	7,208
セグメント間取引消去	165	14
連結財務諸表の営業利益	422	7,222

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	158,191	165,736
投資と資本の相殺消去	△8,602	△8,602
セグメント間取引消去	△1,657	△2,011
連結財務諸表の資産合計	147,930	155,121

### 【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

(単位：百万円)

日本	豪州	中国	その他	合計
101,126	30	36,793	6,324	144,275

(注) 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

##### (2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	豪州	中国	その他	合計
28,990	2,224	18,523	2,748	52,487

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

(単位：百万円)

日本	豪州	中国	その他	合計
120,482	21	53,217	9,523	183,244

(注) 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

##### (2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	豪州	中国	その他	合計
28,068	2,132	17,439	3,024	50,664

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：百万円)

	日本	豪州	アジア	合計
減損損失	1,602	—	321	1,923

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：百万円)

	日本	豪州	アジア	合計
減損損失	555	—	322	878

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

## (イ)役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	南白河高原農場	福島県西白河郡西郷村	3	農産物の生産、加工及び販売	なし(注)2	当社と委託栽培契約を締結しており、当社への販売を主たる業務としている。	委託農産物の購入(注)1	385	買掛金	38
							業務委託費の支払い(注)3	30	未払金	0

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、他の契約農家との取引条件を勘案し、両者協議の上で決定しております。
2. 当社代表取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、当社代表取締役正垣泰彦が営業資金の貸付けを行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。
3. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	南白河高原農場	福島県西白河郡西郷村	3	農産物の生産、加工及び販売	なし(注)2	当社と委託栽培契約を締結しており、当社への販売を主たる業務としている。	委託農産物の購入(注)1	397	買掛金	47
							業務委託費の支払い(注)3	5	未払金	0

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、他の契約農家との取引条件を勘案し、両者協議の上で決定しております。
2. 当社代表取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、当社代表取締役正垣泰彦が営業資金の貸付けを行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。
3. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。

## (ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	堀埜 一成	—	—	当社代表取締役	被所有 直接 0.2%	—	ストック・オプションの権利行使(注)1	10	—	—
							自己株式の処分(注)2	30	—	—
役員	長岡 伸	—	—	当社取締役	被所有 直接 0.0%	—	ストック・オプションの権利行使(注)1	11	—	—
							自己株式の処分(注)2	12	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。
2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	松谷 秀治	—	—	当社 代表取締役	被所有 直接 0.08%	—	自己株式の処 分(注)2	28	—	—
役員	長岡 伸	—	—	当社取締役	被所有 直接 0.08%	—	ストック・オ プションの権 利行使(注)1	11	—	—
							自己株式の処 分(注)2	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。  
 2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
1株当たり純資産額	1,920.73円	2,014.23円
1株当たり当期純利益金額	115.91円	105.62円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	115.62円	105.23円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	5,660	5,154
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	5,660	5,154
期中平均株式数(千株)	48,839	48,803
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	120	181
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7-1回新株予約権 100個 第10-2回新株予約権2,580個 第12-2回新株予約権3,067個 第14-2回新株予約権3,130個	—

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。  
1株当たり当期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度659千株であり、当連結会計年度637千株であります。



⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内返済予定長期借入金	—	12,500	0.2	—
1年以内に返済予定のリース債務	5,779	6,366	3.4	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	12,500	—	0.2	2024年5月20日～ 2024年5月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,240	7,649	3.4	2024年9月30日～ 2028年9月30日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	27,519	26,515	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	4,150	2,215	920	290

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	43,123	83,870	132,103	183,244
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	1,609	722	3,569	6,927
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,329	595	2,656	5,154
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	27.20	12.20	54.43	105.62

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額(△)(円)	27.20	△15.02	42.31	51.19

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	34,892	33,916
売掛金	1,062	1,474
テナント未収入金	※1 1,428	※1 1,912
商品及び製品	8,688	7,992
原材料及び貯蔵品	730	582
前払費用	1,469	1,507
その他	1,302	2,294
流動資産合計	49,573	49,681
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	18,465	18,277
構築物（純額）	240	256
機械及び装置（純額）	1,091	990
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	1,908	1,723
土地	6,759	6,636
リース資産（純額）	57	47
建設仮勘定	467	135
有形固定資産合計	28,990	28,068
無形固定資産		
借地権	5	5
商標権	6	5
ソフトウェア	289	227
電話加入権	57	57
無形固定資産仮勘定	0	124
無形固定資産合計	359	421
投資その他の資産		
関係会社株式	8,882	8,882
長期貸付金	30	30
長期前払費用	63	58
繰延税金資産	4,261	4,464
敷金及び保証金	8,654	8,372
建設協力金	51	29
店舗賃借仮勘定	※2 23	※2 5
その他	32	32
貸倒引当金	△12	△12
投資その他の資産合計	21,987	21,862
固定資産合計	51,337	50,352
資産合計	100,911	100,034

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,908	6,279
1年内返済予定の長期借入金	—	12,500
リース債務	10	10
未払金	3,256	3,876
未払費用	88	135
未払法人税等	1,963	432
未払消費税等	1,528	1,407
預り金	397	457
前受収益	3	2
賞与引当金	580	870
株主優待引当金	218	207
設備関係未払金	323	368
資産除去債務	164	113
その他	54	23
流動負債合計	13,497	26,683
固定負債		
長期借入金	12,500	—
株式給付引当金	1,114	1,251
リース債務	55	44
資産除去債務	6,622	6,566
その他	114	99
固定負債合計	20,406	7,962
負債合計	33,904	34,646
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,612	8,612
資本剰余金		
資本準備金	9,007	9,007
その他資本剰余金	1,864	2,193
資本剰余金合計	10,872	11,201
利益剰余金		
利益準備金	2,153	2,153
その他利益剰余金		
別途積立金	46,810	50,510
繰越利益剰余金	5,065	△162
利益剰余金合計	54,028	52,500
自己株式	△7,143	△7,388
株主資本合計	66,369	64,926
新株予約権	637	461
純資産合計	67,006	65,387
負債純資産合計	100,911	100,034

## ② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
売上高	101,126	120,482
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	6,566	8,688
当期商品仕入高	30,888	38,545
当期製品製造原価	10,235	12,719
合計	47,691	59,954
他勘定振替高	※1 388	※1 466
商品及び製品期末棚卸高	8,688	7,992
売上原価合計	38,613	51,494
売上総利益	62,513	68,988
販売費及び一般管理費	※2 64,614	※2 70,479
営業損失(△)	△2,101	△1,491
営業外収益		
受取利息	29	29
為替差益	766	28
補助金収入	9,256	20
受取ロイヤリティー	※3 1,036	※3 1,506
雇用調整助成金	2	9
その他	25	19
営業外収益合計	11,116	1,613
営業外費用		
支払利息	29	20
自己株式取得費用	—	4
デリバティブ評価損	199	—
営業外費用合計	229	25
経常利益	8,786	97
特別利益		
補償金収入	32	50
新株予約権戻入益	147	175
特別利益合計	179	226
特別損失		
減損損失	1,602	555
固定資産除却損	※4 177	※4 56
店舗閉店損失	104	155
特別損失合計	1,884	766
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	7,082	△443
法人税、住民税及び事業税	1,597	394
法人税等調整額	882	△202
法人税等合計	2,480	192
当期純利益又は当期純損失(△)	4,601	△635

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年9月 1日 至 2022年8月31日)		当事業年度 (自 2022年9月 1日 至 2023年8月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※2	6,925	67.7	8,892	69.9
II 労務費		1,749	17.1	1,986	15.6
III 経費		1,561	15.3	1,840	14.5
当期総製造費用		10,235	100.0	12,719	100.0
当期製品製造原価		10,235		12,719	

(注)

前事業年度 (自 2021年9月 1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月 1日 至 2023年8月31日)												
<p>1. 原価計算の方法</p> <p>予定原価による組別総合原価計算を行っており、期末に原価差額を売上原価、原材料及び製品に配賦しております。</p> <p>※2. 経費の主な内訳</p> <table> <tr> <td>減価償却費</td> <td>534百万円</td> </tr> <tr> <td>水道光熱費</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>143</td> </tr> </table>	減価償却費	534百万円	水道光熱費	510	消耗品費	143	<p>1. 原価計算の方法</p> <p>予定原価による組別総合原価計算を行っており、期末に原価差額を売上原価、原材料及び製品に配賦しております。</p> <p>※2. 経費の主な内訳</p> <table> <tr> <td>減価償却費</td> <td>472百万円</td> </tr> <tr> <td>水道光熱費</td> <td>667</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>205</td> </tr> </table>	減価償却費	472百万円	水道光熱費	667	消耗品費	205
減価償却費	534百万円												
水道光熱費	510												
消耗品費	143												
減価償却費	472百万円												
水道光熱費	667												
消耗品費	205												

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,612	9,007	1,794	10,801	2,153	48,710	△547	50,315
当期変動額								
別途積立金の積立又は取崩						△1,900	1,900	—
剰余金の配当							△889	△889
当期純利益							4,601	4,601
自己株式の取得								
自己株式の処分			70	70				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	70	70	—	△1,900	5,612	3,712
当期末残高	8,612	9,007	1,864	10,872	2,153	46,810	5,065	54,028

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△7,414	62,315	656	62,972
当期変動額				
別途積立金の積立又は取崩		—		—
剰余金の配当		△889		△889
当期純利益		4,601		4,601
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	272	342		342
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△19	△19
当期変動額合計	271	4,054	△19	4,034
当期末残高	△7,143	66,369	637	67,006

当事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,612	9,007	1,864	10,872	2,153	46,810	5,065	54,028
当期変動額								
別途積立金の積立又は取崩						3,700	△3,700	—
剰余金の配当							△891	△891
当期純損失(△)							△635	△635
自己株式の取得								
自己株式の処分			328	328				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	328	328	-	3,700	△5,227	△1,527
当期末残高	8,612	9,007	2,193	11,201	2,153	50,510	△162	52,500

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△7,143	66,369	637	67,006
当期変動額				
別途積立金の積立又は取崩		—		—
剰余金の配当		△891		△891
当期純損失(△)		△635		△635
自己株式の取得	△1,000	△1,000		△1,000
自己株式の処分	755	1,084		1,084
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△175	△175
当期変動額合計	△245	△1,443	△175	△1,619
当期末残高	△7,388	64,926	461	65,387

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

#### (2) 製品及び原材料

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具4～20年であります。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められた額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

#### (4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

### 7. 収益の計上基準

当社は、イタリア料理を主体としたレストラン事業を営んでおります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。



(重要な会計上の見積り)

店舗用固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

① 前事業年度

	貸借対照表計上額 (百万円)	左記のうち店舗用固定資産 (百万円)
有形固定資産	28,990	17,258
無形固定資産	359	53
投資その他の資産	63	30
合計	29,413	17,342

② 当事業年度

	貸借対照表計上額 (百万円)	左記のうち店舗用固定資産 (百万円)
有形固定資産	28,068	16,436
無形固定資産	421	53
投資その他の資産	58	29
合計	28,548	16,519

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、主にレストラン「サイゼリヤ」を営むために店舗用固定資産（内装設備、厨房設備等）を保有しています。当事業年度において、将来キャッシュ・フローにより回収が見込めない固定資産について、減損損失555百万円を計上しています。

店舗用固定資産の減損で使用する将来キャッシュ・フローは、一定の仮定に基づいて算定しております。

- ・新型コロナウイルス感染症が収束し日常行動が正常化したことを背景として、来店客数の増加及び客単価の増加が見込まれると仮定しています。
- ・食材の調達価格、為替レートは原価が上昇する影響が一定期間継続すると仮定しますが、その後人件費、その他の経費を含めて一定水準に収れんとすると仮定しています。
- ・将来キャッシュ・フローの見積り期間は、主要な資産の経済的残存使用年数を使用しています。

なお、営業環境の悪化等により上述の仮定が見込まれなくなった場合には、翌事業年度に追加の減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準の適用指針が財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度)

従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1. テナント未収入金

ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

※2. 店舗賃借仮勘定

新店出店の敷金及び保証金、建設協力金等で未開店店舗に関するものであります。

(損益計算書関係)

※1. 他勘定振替高

従業員の店舗における食事代を福利厚生費に振替えております。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
従業員給与・賞与	27,052百万円	30,477百万円
賞与引当金繰入額	538	832
退職給付費用	653	678
株主優待引当金繰入額	203	192
株式給付引当金繰入額	185	176
法定福利費・厚生費	4,866	5,563
消耗品費	2,352	2,176
水道光熱費	4,594	5,710
賃借料	14,154	14,244
減価償却費	2,896	2,646
おおよその割合		
販売費	86.4%	87.8%
一般管理費	13.6%	12.2%

※3. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
関係会社からの 受取ロイヤリティー	1,036百万円	1,506百万円

※4. 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
建物	160百万円	43百万円
その他	16	13
計	177	56

(有価証券関係)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,882百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,882百万円)は、市場価格のない株式等に該当することから、記載をしておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	181百万円	67百万円
未払事業所税	42	43
賞与引当金	176	264
資産除去債務	2,063	2,030
株式給付引当金	338	380
減損損失	1,247	1,141
関係会社株式評価損	164	164
繰越欠損金	604	736
その他	75	187
繰延税金資産小計	4,895	5,016
繰越欠損金に係る評価性引当額	—	—
一時差異等の合計に係る評価性引当額	△168	△168
評価性引当額小計	△168	△168
繰延税金資産合計	4,727	4,848
繰延税金負債		
資産除去債務に係る除去費用	△465	△384
繰延税金負債合計	△465	△384
繰延税金資産の純額	4,261	4,464

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	△4.2
住民税均等割	4.3	△88.9
外国税額控除	△0.9	18.7
その他	0.9	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0	△43.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記事項（収益認識関係）に、同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	50,884	2,282	1,349 (386)	51,818	33,541	2,041	18,277
構築物	1,854	51	88 (10)	1,818	1,562	24	256
機械及び装置	5,895	183	57	6,022	5,031	283	990
車両運搬具	64	0	—	64	64	0	0
工具、器具及び備品	15,201	665	346 (31)	15,521	13,798	808	1,723
土地	6,759	—	123 (123)	6,636	—	—	6,636
リース資産	187	—	—	187	139	9	47
建設仮勘定	467	2,653	2,985	135	—	—	135
有形固定資産計	81,316	5,838	4,948 (551)	82,206	54,137	3,168	28,068
無形固定資産							
借地権	5	—	—	5	—	—	5
商標権	9	0	—	10	4	1	5
ソフトウェア	535	47	3	579	351	109	227
電話加入権	57	—	—	57	—	—	57
無形固定資産仮勘定	0	172	48	124	—	—	124
無形固定資産計	609	220	51	778	356	110	421
長期前払費用	203	57	94 (4)	167	108	30	58
	<3>	<2>	<3>	<2>			

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額の主なものは次のとおりであります。

建物：増加内容については、19店舗の店舗新設等による建物および内装設備の増加であります。

減少内容については、減損損失の計上によるもの他、店舗改装等による建物及び内装設備の除却によるものであります。

建設仮勘定：店舗新設等の新設工事による増加であります。

なお、店舗新設による設備投資額は、新規開店に伴い本勘定に振替えております。

工具、器具及び備品：店舗新設による増加であります。

2. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 長期前払費用の< >内の金額は内数で、長期前払賃借料等の期間配分に係るものであり、減価償却資産と性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額には含めておりません。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の当期償却額は、損益計算書の販売費及び一般管理費に計上された2,646百万円のほかに、売上原価の当期商品仕入高に加算している物流費に159百万円、当期製品製造原価の経費に472百万円が配賦されております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12	12	—	12	12
賞与引当金	580	870	580	—	870
株主優待引当金	218	207	203	14	207
株式給付引当金	1,114	204	47	20	1,251

(注)1 貸倒引当金と株主優待引当金の当期減少額の「その他」は、洗替による戻入額であります。

(注)2 株式給付引当金の当期減少額の「その他」は、退職に伴う受給権失効による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="https://www.saizeriya.co.jp/">https://www.saizeriya.co.jp/</a>
株主に対する特典	2023年8月末日および、2022年8月末日から2023年8月末日までの任意の日まで100株以上を継続保有した株主に対し、以下のとおり優待券を贈呈する。 (1) 贈呈基準 優待券を下記の基準により贈呈いたします。 ① 所有株式数1,000株以上 20,000円御食事券を贈呈する。 ② 所有株式数500株以上1,000株未満 10,000円御食事券を贈呈する。 ③ 所有株式数100株以上500株未満 2,000円御食事券を贈呈する。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第50期)(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)2022年11月29日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年11月29日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

(第51期第1四半期)(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日)2023年1月13日関東財務局長に提出。

(第51期第2四半期)(自 2022年12月1日 至 2023年2月28日)2023年4月14日関東財務局長に提出。

(第51期第3四半期)(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)2023年7月14日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2022年11月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(従業員に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年1月11日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

2023年1月11日提出の臨時報告書(従業員に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件)に係る訂正報告書であります。

2023年1月26日関東財務局長に提出。

#### (6) 有価証券届出書(譲渡制限付株式の割当)及びその添付資料

2022年11月29日関東財務局長に提出。

#### (7) 自己株券買付状況報告書

2023年2月3日関東財務局長に提出。

2023年3月6日関東財務局長に提出。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年11月28日

株式会社サイゼリヤ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
さいたま事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 孫 延 生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイゼリヤの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社の2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗用固定資産に関する減損で使用する将来キャッシュ・フローの見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社及び連結子会社では店舗用固定資産を保有しており、当連結会計年度末において店舗用固定資産として35,222百万円が連結貸借対照表に計上されている。また、当連結会計年度において878百万円の減損損失を計上している。</p> <p>会社は減損の兆候があると判断した店舗について減損損失の認識の判定を行っている。当該判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する。また、連結子会社においては減損の兆候があると判断した店舗について、割引後将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する。</p> <p>重要な見積りである将来キャッシュ・フローは、将来における売上高、食材の調達価格、為替レート、人件費及び主要な資産の経済的残存耐用年数等の要素を考慮した将来に関する仮定を用いているが、将来の予測には困難が伴う。</p> <p>以上から、将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性を伴い、経営者の判断が必要となるため、当監査法人は当該事項を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は店舗用固定資産に関する減損でを使用した将来キャッシュ・フローを検討するにあたり、会社及び主要な連結子会社に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>① 減損損失の認識に関する業務プロセスを理解するとともに、当該プロセスにおいて将来キャッシュ・フローの見積りで使用する仮定の合理性が検討されているかについて、社内での協議、決定の内容を含めて検討した。</p> <p>② 過年度の店舗別損益見積りと当期実績の乖離状況を分析し、経営者による見積りの精度を検討した。また、過年度の損益見積りと次年度以降の損益見積りとの乖離状況の分析を実施し、将来の予測において一定のリスクを反映させた経営者による不確実性への評価について検討した。</p> <p>③ 将来キャッシュ・フローの見積りに用いた重要な仮定について、経営者に対して質問し協議するとともに、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度実績との比較及び趨勢分析</li> <li>・会社の営業方針との整合性の検討</li> <li>・利用可能な外部情報との整合性あるいは経営者の用いる仮定と矛盾する事象又は状況の検討</li> <li>・将来キャッシュ・フローの見積り期間について、主要な資産の経済的残存耐用年数との比較、国内及び海外の店舗閉店に係る稟議書等を閲覧し、閉店理由について検討</li> </ul> <p>④ 主要な連結子会社に対しては当該会社の監査人に上記①から③と同等の手続を指示して実施した。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サイゼリヤの2023年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社サイゼリヤが2023年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年11月28日

株式会社サイゼリヤ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

さいたま事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 孫 延 生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイゼリヤの2022年9月1日から2023年8月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤの2023年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗用固定資産に関する減損で使用する将来キャッシュ・フローの見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社では店舗用固定資産を保有しており、当事業年度末において店舗用固定資産として16,519百万円が貸借対照表に計上されている。また、当事業年度において555百万円の減損損失を計上している。 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由、並びに監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている会社に関する監査上の主要な検討事項（店舗用固定資産に関する減損で使用する将来キャッシュ・フローの見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。	左記の通りであり、記載を省略する。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2023年11月28日

**【会社名】** 株式会社サイゼリヤ

**【英訳名】** SAIZERIYA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 松谷 秀治

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 埼玉県吉川市旭2番地5

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である松谷秀治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社及び連結子会社2社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の2第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2023年11月28日
<b>【会社名】</b>	株式会社サイゼリヤ
<b>【英訳名】</b>	SAIZERIYA CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 松谷 秀治
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	埼玉県吉川市旭2番地5
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役松谷秀治は、当社の第51期(自2022年9月1日 至2023年8月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。